

○幼稚園 認可申請・届出事項一覧表

区分	様式番号	内容	審議会事項	認可事項	届出事項	提出期限	根拠法令	
学校事項	1	学校設置認可申請	○	○		学校を開設しようとする月の15か月前までに	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行令第23条第1項 私立学校法第7条第1項	
	2	学校廃止認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに		
	7	設置者変更認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに		
	8	収容定員に係る学則変更認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに		
	10	授業停止届			○	停止しようとする日の前までに	佐賀県私立学校等に関する規則第3条	
	11	学校長採用届			○	採用後、速やかに		
	12	目的変更届			○	変更しようとする日の前までに	学校教育法第10条	
	13	名称変更届			○	変更しようとする日の前までに		
	14	位置変更届			○	変更しようとする日の前までに		
	15	学則変更届			○	変更しようとする日の前までに		
	18	分校設置届			○	設置しようとする日の前までに		
	19	分校廃止届			○	廃止しようとする日の前までに		
	20	経費の見積り及び維持方法の変更届			○	変更しようとする日の前までに		学校教育法施行令第27条の2第1項
	21	校地等変更事前届			○	変更しようとする日の前までに (変更に伴う契約・工事等の着手前)		
	21の2	校地等変更完了届			○	変更完了後、速やかに		
	22	校舎等変更事前届			○	変更しようとする日の前までに (変更に伴う契約・工事等の着手前)		
22の2	校舎等変更完了届			○	変更完了後、速やかに			
学校法人事項	26	学校法人等寄附行為認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第23条第1項 同法第24条第2項	
	27	学校法人等寄附行為変更認可申請		○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに		
	28	学校法人等解散認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第109条第3項 同条第4項	
	30	学校法人等合併認可申請		○		変更しようとする日の前までに		
	27の2	学校法人等寄附行為変更届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法第108条第5項	
	29	学校法人等解散届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法第109条第5項	
	31	登記完了届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法施行令第6条第1項	
	32	役員等変更届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法施行令第6条第2項	

(備考)

※変更前に申請・届出を行うこととなっている事項については、上記提出期限に限らず、対外的な公表(学校HP、パンフレットへの掲載等)を行う前に申請・届出を行ってください。

○中学校・高等学校 認可申請・届出事項一覧表

区分	様式番号	内容	審議会事項	認可事項	届出事項	提出期限	根拠法令
学校事項	1	学校設置認可申請	○	○		学校を開設しようとする月の15か月前までに	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行令第23条第1項 私立学校法第7条第1項
	2	学校廃止認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	3	課程設置認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	4	課程廃止認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	5	学科設置認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	6	学科廃止認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	7	設置者変更認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	8	収容定員に係る学則変更認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	9	広域通信制課程学則変更認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	10	授業停止届			○	停止しようとする日の前までに	佐賀県私立学校等に関する規則第3条
	11	学校長採用届			○	採用後、速やかに	学校教育法第10条
	12	目的変更届			○	変更しようとする日の前までに	学校教育法施行令第27条の2第1項
	13	名称変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	14	位置変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	15	学則変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	16	専攻科（別科）設置届			○	設置しようとする日の前までに	
	17	専攻科（別科）廃止届			○	廃止しようとする日の前までに	
	18	分校設置届			○	変更しようとする日の前までに	
	19	分校廃止届			○	変更しようとする日の前までに	
	20	経費の見積り及び維持方法の変更届			○	変更しようとする日の前までに	
21	校地等変更事前届			○	変更しようとする日の前までに （変更に伴う契約・工事等の着手前）		
21の2	校地等変更完了届			○	変更完了後、速やかに		
22	校舎等変更事前届			○	変更しようとする日の前までに （変更に伴う契約・工事等の着手前）		
22の2	校舎等変更完了届			○	変更完了後、速やかに		
学校法人事項	26	学校法人等寄附行為認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第23条第1項 同法第24条第2項
	27	学校法人等寄附行為変更認可申請		○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第108条第3項
	28	学校法人等解散認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第109条第3項 同条第4項
	30	学校法人等合併認可申請		○		変更しようとする日の前までに	私立学校法第126条第3項
	27の2	学校法人等寄附行為変更届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法第108条第5項
	29	学校法人等解散届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法第109条第5項
	31	登記完了届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法施行令第6条第1項
32	役員等変更届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法施行令第6条第2項	

（備考）

※変更前に申請・届出を行うこととなっている事項については、上記提出期限に限らず、対外的な公表（学校HP、パンフレットへの掲載等）を行う前に申請・届出を行ってください。

○専修学校 認可申請・届出事項一覧表

区分	様式番号	内容	審議会事項	認可事項	届出事項	提出期限	根拠法令
学校事項	1	学校設置認可申請	○	○		学校を開設しようとする月の15か月前までに	学校教育法第130条第1項 私立学校法第7条第1項
	2	学校廃止認可申請	○	○		廃止しようとする日の3か月前までに	
	3	課程設置認可申請	○	○		設置しようとする日の3か月前までに	
	4	課程廃止認可申請	○	○		廃止しようとする日の3か月前までに	
	7	設置者変更認可申請	○	○		変更しようとする日の3か月前までに	
	23	目的変更認可申請	○	○		変更しようとする日の3か月前までに	
	10	授業停止届			○	停止しようとする日の前までに	佐賀県私立学校等に関する規則第3条
	11	学校長採用届			○	採用後、速やかに	学校教育法第10条
	13	名称変更届			○	変更しようとする日の前までに	学校教育法第131条
	14	位置変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	15	学則変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	16	専攻科設置届			○	設置しようとする日の前までに	
	17	専攻科廃止届			○	廃止しようとする日の前までに	
	18	分校設置届			○	設置しようとする日の前までに	
	19	分校廃止届			○	廃止しようとする日の前までに	学校教育法第131条 学校教育法施行令第24条の3
	21	校地等変更事前届			○	変更しようとする日の前までに (変更に伴う契約・工事等の着手前)	
	21の2	校地等変更完了届			○	変更完了後、速やかに	
	22	校舎等変更事前届			○	変更しようとする日の前までに (変更に伴う契約・工事等の着手前)	
	22の2	校舎等変更完了届			○	変更完了後、速やかに	
学校法人事項	26	学校法人等寄附行為認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第23条第1項 同法第24条第2項
	27	学校法人等寄附行為変更認可申請		○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第108条第3項
	28	学校法人等解散認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第109条第3項 同条第4項
	30	学校法人等合併認可申請		○		変更しようとする日の前までに	私立学校法第126条第3項
	27の2	学校法人等寄附行為変更届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法第108条第5項
	29	学校法人等解散届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法第109条第5項
	31	登記完了届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法施行令第6条第1項
32	役員等変更届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法施行令第6条第2項	

(備考)

※変更前に申請・届出を行うこととなっている事項については、上記提出期限に限らず、対外的な公表(学校HP、パンフレットへの掲載等)を行う前に申請・届出を行ってください。

○各種学校 認可・届出事項一覧表

区分	様式番号	内容	審議会事項	認可事項	届出事項	提出期限	根拠法令
学校事項	1	学校設置認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行令第23条第1項 私立学校法第7条第1項
	2	学校廃止認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	7	設置者変更認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	8	収容定員に係る学則変更認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	10	授業停止届			○	停止しようとする日の前までに	佐賀県私立学校等に関する規則第3条
	11	学校長採用届			○	採用後、速やかに	学校教育法第10条
	12	目的変更届			○	変更しようとする日の前までに	学校教育法施行令第27条の3
	13	名称変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	14	位置変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	15	学則変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	18	分校設置届			○	設置しようとする日の前までに	
	19	分校廃止届			○	廃止しようとする日の前までに	
	21	校地等変更事前届			○	変更しようとする日の前までに (変更に伴う契約・工事等の着手前)	
	21の2	校地等変更完了届			○	変更完了後、速やかに	
22	校舎等変更事前届			○	変更しようとする日の前までに (変更に伴う契約・工事等の着手前)		
22の2	校舎等変更完了届			○	変更完了後、速やかに		
学校法人事項	26	学校法人等寄附行為認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第23条第1項 同法第24条第2項
	27	学校法人等寄附行為変更認可申請		○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第108条第3項
	28	学校法人等解散認可申請	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第109条第3項 同条第4項
	30	学校法人等合併認可申請		○		変更しようとする日の前までに	私立学校法第126条第3項
	27の2	学校法人等寄附行為変更届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法第108条第5項
	29	学校法人等解散届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法第109条第5項
	31	登記完了届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法施行令第6条第1項
32	役員等変更届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法施行令第6条第2項	

(備考)

※変更前に申請・届出を行うこととなっている事項については、上記提出期限に限らず、対外的な公表（学校HP、パンフレットへの掲載等）を行う前に申請・届出を行ってください。